

「鉄道事業法等に係る審査基準及び標準処理期間について」（平成 8 年鉄総第 75 号）新旧対照表

改正案			現行		
〔鉄道事業法〕			〔鉄道事業法〕		
事項名	条項	審査基準	事項名	条項	審査基準
鉄道事業の許可	第 3 条第 1 項	1～4 略 5 <u>鉄道事業の許可を受けようとする者について、第 6 条各号に規定する欠格事由に該当しないこと（第 6 条）。</u>	鉄道事業の許可	第 3 条第 1 項	1～4 略
工事の <u>施行</u> の認可	第 8 条第 1 項	<u>工事計画が事業基本計画及び鉄道営業法第 1 条の国土交通省令で定める規程に適合すると認められること（第 8 条第 2 項）。</u> <u>具体的には、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」及び別紙②③に適合すること。</u>	工事 <u>施行</u> の認可	第 8 条第 1 項	<u>①②③④（別紙）及び〔事業基本計画、鉄道営業法第 1 条の命令で定める規程〕</u>
工事計画の <u>変更</u> の認可	第 9 条第 1 項	<u>鉄道事業法第 8 条第 1 項に規定する工事の施行の認可に係る審査基準に準ずるものとする（第 9 条第 2 項）。</u>	工事計画の <u>変更</u> の認可	第 9 条第 1 項	<u>①②③④（別紙）及び〔事業基本計画、鉄道営業法第 1 条の命令で定める規程〕</u>
工事の <u>完成</u> 検査	第 10 条第 1 項	<u>当該鉄道施設が、工事計画に合致し、かつ、鉄道営業法第 1 条の国土交通省令で定める規程に適合すると認められること（第 11 条第 2 項）。</u> <u>具体的には、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」及び別紙③に適合すること。</u>	工事の <u>完成</u> 検査	第 10 条第 1 項	<u>①②④（別紙）及び〔工事計画、鉄道営業法第 1 条の命令で定める規程〕</u>
工事を必要としない鉄道施設の <u>検査</u>	第 11 条第 1 項	<u>当該鉄道施設が鉄道営業法第 1 条の国土交通省令で定める規程に適合すると認められること（第 11 条第</u>	工事を必要としない鉄道施設の <u>検査</u>	第 11 条第 1 項	<u>①②（別紙）及び〔鉄道営業法第 1 条の命令で定める規程〕</u>

		2項)。 具体的には、「 <u>鉄道に関する技術上の基準を定める省令</u> 」に適合すること。			
鉄道施設の変更に係る工事計画の認可	第12条第1項	<u>鉄道事業法第8条第1項に規定する工事の施行の認可に係る審査基準に準ずるものとする(第12条第4項)。</u>	鉄道施設の変更の工事計画の認可	第12条第1項	①②③④(別紙)及び「 <u>事業基本計画、鉄道営業法第1条の命令で定める規程</u> 」
鉄道施設の変更の工事の完成検査	第12条第3項	<u>鉄道事業法第10条第1項に規定する工事計画の完成検査に係る審査基準に準ずるものとする。</u>	鉄道施設の変更の工事の完成検査	第12条第3項	①②④(別紙)及び「 <u>工事計画、鉄道営業法第1条の命令で定める規程</u> 」
鉄道施設の変更に係る工事計画の変更の認可	第12条第4項	<u>鉄道事業法第9条第1項に規定する工事計画の変更の認可に係る審査基準に準ずるものとする。</u>	鉄道施設の変更の工事計画の変更の認可	第12条第4項 (第9条第1項準用)	①②③④(別紙)及び「 <u>事業基本計画、鉄道事業法第1条の命令で定める規程</u> 」
車両の確認	第13条第1項	「 <u>鉄道に関する技術上の基準に関する省令</u> 」及び別紙③に適合すること。	車両の確認	第13条第1項	④(別紙)、 <u>「普通鉄道構造規則、特殊鉄道構造規則、運転の安全の確保に関する省令、鉄道運転規則、新幹線鉄道運転規則、」及び「車両に係る普通鉄道構造規則及び特殊鉄道構造規則の運用等について」(昭和62年4月1日官鉄保第16号・地車第50号)</u>
車両の構造又は装置の変更の確認	第13条第2項	<u>鉄道事業法第13条第1項に規定する車両の確認に係る審査基準に準ずるものとする。</u>	車両の構造又は装置の変更の認可	第13条第2項	④(別紙)、 <u>「普通鉄道構造規則、特殊鉄道構造規則、運転の安全の確保に関する省令、鉄道運転規則、新幹線鉄道運転規則、」及び「車両に係る普通鉄道構造規則及び特殊鉄道構造規則の運用等について」(昭和62年4月1日官鉄保第16号・地車第50号)</u>
鉄道線路の使用料その他の使用条件の認可	第15条第1項	<u>鉄道線路の使用料その他の使用条件が、鉄道事業の適正な運営の確保に支障を及ぼすおそれがないこと(第15条第3項)。</u>	鉄道線路の使用料その他の使用条件の認可	第15条第1項	1 <u>鉄道線路を使用させる第一種鉄道事業者又は第三種鉄道事業者及び鉄道線路を使用する第二種鉄道事業者が共に適正な事業運営を確</u>

		<p>具体的には、</p> <p>1 鉄道線路の適切な維持管理及び利用者への良好かつ安定的な鉄道輸送サービスの提供を図るために、関係鉄道事業者が適正な鉄道線路の使用条件の下において、適正な鉄道線路の使用関係を構成し、鉄道事業の適正な運営を確保できること。</p> <p>2 略</p>			<p>保し、安定的な鉄道線路の使用関係を維持することができる使用条件であること。</p> <p>2 略</p>
鉄道線路の譲渡価格その他の譲渡条件の認可	第 15 条第 2 項	<p>鉄道線路の譲渡価格その他の譲渡条件が、鉄道事業の適正な運営の確保に支障を及ぼすおそれのないこと（第 15 条第 3 項）。</p> <p>具体的には、鉄道線路の適切な維持管理及び利用者への良好かつ安定的な鉄道輸送サービスの提供を図るために、関係鉄道事業者が適正な鉄道線路の譲渡条件の下において、適正な鉄道線路の譲渡関係を構成し、鉄道事業の適正な運営を確保できること。</p>	鉄道線路の譲渡価格その他の使用条件の認可	第 15 条第 2 項	<p>第一種鉄道事業者と第三種鉄道事業者が共に適正な事業運営を確保し、安定的な鉄道線路の使用関係を維持することができる譲渡条件であるかどうかということ。</p>
鉄道に係る災害による損失又は鉄道事業の一部の廃止により生じた損失若しくは鉄道事業用施設の除却に要する費用を繰延資産として整理することの許可	第 20 条第 2 項	<p>鉄道に係る災害による損失若しくは鉄道事業の用に供する施設の除却に要する費用が多額であってその金額をこれらの事由の生じた事業年度において負担することが困難な場合であること。</p>			
列車の運行の管理等の受委託の許可	第 25 条第 1 項	<p>1 その事業を継続して運営するために必要であること（第 25 条第 2 項第 1 号）。</p> <p>2 受託者が当該業務の管理を行うのに適している者であること（第 25 条第 2 項第 2 号）。</p>	列車の運行の管理等の受委託の許可	第 25 条第 1 項	<p>〔鉄道事業法第 25 条第 2 項〕及び「列車の運行の管理について」（平成 3 年 3 月 19 日付官鉄保第 16 号、地車第 36 号）によるものとする。</p>

		<u>その他、「業務の管理の受委託について」(平成 18 年 7 月 14 日付国鉄業第 24 号、国鉄施第 38 号、国鉄安第 37 号) によるものとする。</u>			
鉄道事業者たる法人の解散の決議又は総社員の同意の認可	第 29 条第 1 項	<p><u>当該法人の解散の決議又は総社員の同意によって公衆の利便が著しく阻害されるおそれがあると認められないこと (第 29 条第 2 項)。</u></p> <p><u>具体的には、当該線区の輸送量の動向、代替輸送機関の整備の状況等についての十分な調査によって審査を行う。</u></p>	鉄道事業者たる法人の解散の認可	第 29 条第 1 項	<u>鉄道事業法第 28 条第 1 項に規定する鉄道事業の休廃止の許可に係る審査基準に準ずるものとする。</u>
索道事業の許可	第 32 条	<p><u>1 工事計画が「索道施設に関する技術上の基準を定める省令」に適合するものであること (第 34 条第 1 号)。</u></p> <p><u>2 その事業を自ら安全かつ適確に遂行するに足る能力を有するものであること (第 34 条第 2 号)。</u></p> <p><u>具体的には、事業の許可を得ようとする事業者が、安全かつ的確な施設の維持管理及び運転の取扱を行える技術的能力、経理的基礎等を有すること。</u></p>	索道事業の許可	第 32 条	事業の許可を得ようとする事業者が、安全かつ的確な施設の維持管理及び運転の取扱を行える技術的能力、経理的基礎等を有すること。
索道施設の検査	第 34 条の 2 第 1 項	<u>当該索道施設が、工事計画に合致し、かつ、「索道施設に関する技術上の基準を定める省令」に適合すると認められること (工事を必要としない場合にあつては、「索道施設に関する技術上の基準を定める省令」に適合すると認められること。) (第 34 条の 2 第 2 項)。</u>			
削除			索道施設の工事の完成検査	第 38 条 (第 10 条第 1 項準用)	<u>〔索道施設に関する技術上の基準を定める省令〕</u>
削除			索道施設の工事の完成	第 38 条 (第 10 条第 1 項準用)	<u>〔索道施設に関する技術上の基準を</u>

			期限の延長	条第3項準用)	定める省令]
削除			<u>工事を必要としない索道施設の検査</u>	<u>第38条(第11条第1項準用)</u>	<u>[索道施設に関する技術上の基準を定める省令]</u>
<u>軌道事業から鉄道事業への変更の許可</u>	<u>第62条第1項</u>	<u>鉄道事業法第3条第1項に規定する鉄道事業の許可に係る審査基準に準ずるものとする。</u>			
削除			<u>鉄道事業の許可(業務の範囲に貨物運送を含む場合)</u>	<u>附則第7条第1項</u>	<p>1 <u>その事業の計画が経営上適切なものであること。</u> <u>具体的には、申請された事業の計画が、鉄道事業の安定的かつ継続的な経営を行う上で適切なものであること。</u></p> <p>2 <u>その事業の計画が輸送の安全上適切なものであること。</u> <u>具体的には、申請された事業の計画が、輸送の安全を確保する上で適切なものであること。</u></p> <p>3 <u>前二号に掲げるもののほか、その事業の遂行上適切な計画を有するものであること。</u> <u>具体的には、申請の内容に応じ、1・2以外に事業の遂行上必要と考えられる事項について適切な計画となっていること。</u></p> <p>4 <u>その事業を自らの確に遂行するに足る能力を有するものであること。</u> <u>具体的には、資金調達・償還能力、経営管理能力、技術的能力等を総合的に勘案し、適切かつ円滑に鉄道事業を遂行するだけの能力を有すること。</u></p> <p>5 <u>その事業の開始が輸送需要に対し適切なものであること。</u> <u>具体的には、鉄道事業の許可を申請した路線において鉄道事業を</u></p>

					<p>行うことが、その路線において発生する輸送需要に照らし、公共の福祉の増進の観点から適切なものであること。</p> <p>6 その事業の供給輸送力が輸送需要量に対し不均衡とならないものであること。</p> <p>具体的には、次のような観点から審査を行う。</p> <p>① 許可を申請した鉄道事業の供給輸送力が過大となり、健全な事業経営の基盤が損なわれ、安定的かつ継続的な輸送サービスを提供することができなくなるおそれがないかどうか。</p> <p>② 許可を申請した鉄道事業の供給輸送能力が過小となり、輸送需要に対応した運送を行うことができなくなるおそれがないかどうか。</p>
削除			<p>鉄道事業の休廃止の許可（休止又は廃止が貨物運送に係るものである場合）</p>	<p>附則第7条第3項</p>	<p>当該休止又は廃止によって公衆の利便が著しく阻害されるおそれがあると認められないこと。</p> <p>具体的には、当該線区の輸送量の動向、代替輸送機関の整備の状況等についての十分な調査によって審査を行う。</p>

〔軌道法〕

事項名	条項	審査基準
<p>運転速度及び度数の設定の認可</p>	<p>第11条第1項</p>	<p>軌道法第14条に基づく運転に関する規程に適合するものであること。</p> <p>具体的には、無軌条電車運転規則又は軌道運転規則の運転に関する規定によるものとする。</p>

〔軌道法〕

事項名	条項	審査基準

運転の管理の受委託の許可	第 16 条第 1 項	<u>鉄道事業法第 25 条第 1 項に規定する列車の運行の管理の受委託の許可に係る審査基準に準ずるものとする。</u>
事業の休廃止の許可	第 22 条ノ 2	<u>当該休止又は廃止によって公衆の利便が著しく阻害されるおそれがあると認められないこと。</u> <u>具体的には、当該線区の輸送量の動向、代替輸送機関の整備の状況等についての十分な調査によって審査を行う。</u>
<u>軌道会社の解散の決議又は総社員の同意の認可</u>	第 26 条	<u>軌道法第 22 条ノ 2 に規定する事業の休廃止の許可に係る審査基準に準ずるものとする。</u>

[軌道法施行令]

事項名	条項	審査基準
運輸開始認可の承認前の検査	第 13 条第 2 項	<u>別紙①及び軌道建設規程、軌道運転規則、無軌条電車建設規則、無軌条電車運転規則によるものとする。</u>

[軌道法施行規則]

事項名	条項	審査基準
削除		
削除		
削除		

運転の管理の受委託の許可	第 26 条第 1 項	1 <u>その事業を継続して運営するために必要であること。</u> 2 <u>受託者が当該業務の管理を行うのに適しているものであること。</u>
事業の休廃止の許可	第 26 条	<u>鉄道事業法第 28 条第 1 項に規定する鉄道事業の休廃止の許可に係る審査基準に準ずるものとする。</u>
解散決議の許可	第 26 条	<u>鉄道事業法第 29 条第 1 項に規定する鉄道事業者たる法人の解散の認可に係る審査基準に準ずるものとする。</u>

[軌道法施行令]

事項名	条項	審査基準
運輸開始認可の承認前の検査	第 13 条第 2 項	<u>① (別紙) 及び [軌道建設規程、軌道運転規則、無軌条電車建設規則、無軌条電車運転規則]</u>

[軌道法施行規則]

事項名	条項	審査基準
<u>既認可又は既確認車両の購入</u>	第 13 条ノ 2	<u>(法文上に明記)</u>
<u>車両設計変更の認可</u>	第 13 条ノ 8	<u>(法文上に明記)</u>
<u>他の鉄道又は軌道の車両の運転の認可</u>	第 18 条ノ 2	<u>(法文上に明記)</u>

運賃及び料金の変更の認可	第 22 条第 1 項	軌道法第 11 条第 1 項に規定する旅客の運賃及び料金の変更の認可に係る審査基準に準ずるものとする。
運転速度又は最高許容速度の変更の認可	第 24 条第 2 項	軌道法第 11 条第 1 項に規定する運転速度及び度数の設定の認可に係る審査基準に準ずるものとする。

[動力車操縦者運転免許に関する省令]

事項名	条項	審査基準
運転免許証の再交付	第 12 条	動力車操縦者運転免許に関する省令第 3 条第 1 項に規定する運転免許証の交付に係る審査基準に準ずるものとする。
運転免許証の記載事項の変更の記入（書換）	第 13 条	<p>動力車操縦者運転免許に関する省令第 3 条第 1 項に規定する運転免許証の交付に係る審査基準に準ずるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本籍、氏名の場合 戸籍抄本、戸籍謄本又はこれらと同等以上の要件を満たす提出可能な公文書であること。 2 所属事業者名の場合 当該申請人が所属する事業者又は所属していた事業者において、申請のあった記載事項が正しいことを証明する書類であること。

[高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律]

事項名	条項	審査基準
公共交通特定事業計画の変更の認定	第 29 条第 3 項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 29 条第 1 項に規定する公共交通特定事業計画の認定に係る審査基準に準ずるものとする。

運賃・料金変更の認可	第 22 条第 1 項	鉄道事業法第 16 条第 1 項に規定する運賃および料金の変更の認可に係る審査基準に準ずるものとする。

[動力車操縦者運転免許に関する省令]

事項名	条項	審査基準
運転免許証の記載事項の変更の記入（書換）	第 13 条	<ol style="list-style-type: none"> 1 本籍、氏名の場合 戸籍抄本、戸籍謄本又はこれらと同等以上の要件を満たす提出可能な公文書であること。 2 所属事業者名の場合 当該申請人が所属する事業者又は所属していた事業者において、申請のあった記載事項が正しいことを証明する書類であること。

[高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律]

事項名	条項	審査基準

とする。

削除（民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法が平成 18 年 5 月 29 日に廃止されたため。）

[地域公共交通の活性化及び再生に関する法律]

事項名	条項	審査基準
鉄道事業再構築実施計画の認定	第 25 条の 3 第 1 項	1 鉄道事業再構築実施計画に定める事項が基本方針に照らして適切なものであること（第 25 条の 3 第 1 項第 1 号）。 2 鉄道事業再構築実施計画に定める事項が鉄道事業再構築事業を確実に遂行するため適切なものであること（第 25 条の 3 第 2 項第 2 号）。 3 鉄道事業再構築実施計画に定められた事業のうち、次のイからへまでに掲げる許可又は認可を受けなければならないものについては、当該事業の内容がそれぞれ当該イからへまでに定める基準に適合すること。 イ 鉄道事業法第 3 条第 1 項の許可 同法第 5 条第 1 項各号に掲げる基準 ロ 鉄道事業法第 7 条第 1 項の認可 同条第 2 項において準用する同法第 5 条第 1 項各号に掲げる基準 ハ 鉄道事業法第 15 条第 1 項の認可 同条第 3 項の基準 ニ 鉄道事業法第 16 条第 1 項の

[民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法]

事項名	条項	審査基準
整備計画の認定	第 4 条第 1 項	(法文上に明記)
整備計画の変更の認定	第 5 条第 1 項	(法文上に明記)

		<u>認可 同条第2項の基準</u> <u>ホ 鉄道事業法第25条第1項の許可 同条第2項各号に掲げる基準</u> <u>へ 鉄道事業法第26条第1項又は第2項の認可 同条第3項において準用する同法第5条第1項各号に掲げる基準</u> <u>(第25条の3第2項第3号)</u> <u>4 鉄道事業再構築実施計画に定められた事業のうち、鉄道事業法第3条第1項の許可又は同法第26条第1項若しくは第2項の認可を受けなければならないものについては、当該事業を実施しようとする者が同法第6条各号のいずれにも該当しないこと (第25条の3第2項第4号)。</u>
<u>鉄道事業再構築実施計画の変更の認定</u>	<u>第25条の3第5項</u>	<u>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第25条の3第1項に規定する鉄道事業再構築実施計画の認定に係る審査基準に準ずるものとする (第25条の3第6項)。</u>

削除 (普通鉄道構造規則が平成14年3月8日国土交通省令第19号第1条により廃止されたため。)

[普通鉄道構造規則]

事項名	条項	審査基準
<u>特別の構造の許可</u>	<u>第4条第1項</u>	<u>1 規定によることのできない理由が、規定の目的および背景に照らし合理的なものであること。</u> <u>2 規定に適合する場合と同等の安全が確保される措置が講じられること。</u>

削除 (新幹線鉄道構造規則が平成14年3月8日国土交通省令第19号第1条により廃止されたため。)

[新幹線鉄道構造規則]

事項名	条項	審査基準
-----	----	------

特別の構造の許可	第4条第1項	<u>1 規定によることのできない理由が、規定の目的および背景に照らし合理的なものであること。</u> <u>2 規定に適合する場合と同等の安全が確保される措置が講じられること。</u>
----------	--------	--

削除（特殊鉄道構造規則が平成14年3月8日国土交通省令第19号第1条により廃止されたため。）

〔特殊鉄道構造規則〕

事項名	条項	審査基準
特別の構造の許可	第4条第1項	<u>1 規定によることのできない理由が、規定の目的および背景に照らし合理的なものであること。</u> <u>2 規定に適合する場合と同等の安全が確保される措置が講じられること。</u>

削除（当該条項が平成14年3月8日国土交通省令第19号第17条により削除されたため。）

〔専用鉄道の施設に関する技術上の基準を定める省令〕

事項名	条項	審査基準
特別の構造の許可	第3条	<u>1 規定によることのできない理由が、規定の目的および背景に照らし合理的なものであること。</u> <u>2 規定に適合する場合と同等の安全が確保される措置が講じられること。</u>

削除（当該条項が平成9年5月29日運輸省令第33号により削除されたため。）

〔索道施設に関する技術上の基準を定める省令〕

事項名	条項	審査基準
特別の構造又は取扱いの許可	第4条第1項	<u>1 規定によることのできない理由が、規定の目的および背景に照らし合理的なものであること。</u> <u>2 規定に適合する場合と同等の安全が確保される措置が講じられること。</u>

削除（鉄道運転規則が平成 14 年 3 月 8 日国土交通省令第 19 号第 1 条により廃止されたため。）

〔鉄道運転規則〕

事項名	条項	審査基準
特別の取扱いの許可	第 5 条第 1 項	1 規定によることのできない理由が、規定の目的および背景に照らし合理的なものであること。 2 規定に適合する場合と同等の安全が確保される措置が講じられること。

削除（新幹線鉄道運転規則が平成 14 年 3 月 8 日国土交通省令第 19 号第 1 条により廃止されたため。）

〔新幹線鉄道運転規則〕

事項名	条項	審査基準
特別の取扱いの許可	第 8 条第 1 項	1 規定によることのできない理由が、規定の目的および背景に照らし合理的なものであること。 2 規定に適合する場合と同等の安全が確保される措置が講じられること。

削除（索道技術管理者の要件を定める告示が、平成 18 年 7 月 14 日国土交通省告示第 828 号により廃止されたため。）

〔索道技術管理者の要件を定める告示〕

事項名	条項	審査基準
索道技術管理者に関する要件の認定	一ーホ、 二ーホ	(法文上に明記)

(別紙)

①工事・検査関係（軌道）

- ・軌道運転規則等の一部を改正する省令の公布に伴う関連通達の制定及び改正について（平成 5 年 3 月 30 日付鉄技第 26 号）
- ・軌道における地下鉄道の火災対策について（平成 16 年 12 月 27 日国道政第 49 号、国鉄技第 126 号）

(別紙)

①工事・検査関係（鉄道・軌道）

- ・地下鉄道の火災対策の基準について（昭和 50 年 1 月 30 日付鉄総第 49 号の 2、昭和 50 年 1 月 30 日付建設省道政発第 11 号）
- ・地下鉄道の火災対策の基準の取扱いについて（昭和 50 年 2 月 14 日付鉄土第 9 号、昭和 50 年 2 月 14 日付建設省道政発第 17 号）
- ・鉄道構造物等の技術基準について（平成 3 年 12 月 26 日付鉄技第 48 号）
- ・軌道運転規則等の一部を改正する省令の公布に伴う関連通達の制定及び

削除

②環境影響評価法関係（鉄道・軌道）

- ・環境影響評価法第 33 条第 1 項

（環境影響評価法第 33 条第 1 項の規定により、環境の保全の配慮についての審査を行う場合に限る。）

③高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律関係（鉄道・軌道）

- ・「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」（平成 18 年国土交通省令第 111 号）

（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条第 1 項の規定により、基準適合性審査を行う場合に限る。）

改正について（平成 5 年 3 月 30 日付鉄技第 26 号）

②工事・検査関係（鉄道）

- ・線路及び施設の審査基準について（昭和 62 年 5 月 20 日付地施第 100 号）

- ・普通鉄道の施設に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部改正について（平成元年 3 月 31 日付官鉄第 20 号、地施第 42 号）

- ・鉄道事業法施行規則及び普通鉄道構造規則並びに普通鉄道の施設に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部改正について（平成元年 10 月 26 日付官鉄保第 90 号、官鉄施第 102 号、地車第 136 号、地施第 203 号、貨陸第 168 号）

- ・鉄道事業法施行規則及び普通鉄道構造規則の一部を改正する省令並びに普通鉄道の施設に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する告示の制定等について（平成元年 10 月 26 日付官鉄施第 103 号、地施第 204 号）

③環境影響評価法関係（鉄道）

- ・環境影響評価法第 33 条第 1 項

（環境影響評価法第 33 条第 1 項の規定により、環境の保全の配慮についての審査を行う場合に限る。）

③高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律関係（鉄道）

- ・「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」（平成 18 年国土交通省令第 111 号）

（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条第 1 項の規定により、基準適合性審査を行う場合に限る。）